

## 令和 7 年度版公共施設カルテについて

### 1 概要

公共施設カルテ（以下「カルテ」）では、各施設の状況について、「基本情報」、「建物情報」、「コスト指標」、「施設運営状況」、「特記事項」、「利用状況」、「収入・支出」、「資産の情報」、「補助金等名称」、「施設評価」、「主な課題及び課題解決に向けた取組内容等」の 11 項目に分類・整理の上記載しています（特に記載ない限り掲載内容は令和 7 年 4 月 1 日現在）。

なお、カルテでは機能に基づき施設を区分・認定しているため、複合施設については 1 棟の建物であっても機能別に複数のカルテに分類されます。一方、学校、市営住宅等は複数の建物で構成されていますが、全体として一つの機能を果たしているため、単一のカルテに集約されます。

例）神楽市民交流センター（複合施設）

神楽公民館（倉庫、物置含む。）、神楽支所、神楽児童センター、神楽図書館の 4 カルテに分類

例）啓明小学校

校舎、体育館、渡り廊下、プール附属室の 4 棟を 1 カルテに集約

### 2 対象施設

公の施設については原則としてカルテを作成し、市ホームページ及び Inweb に掲載しますが、延床面積 100㎡以下の建物のみで構成される公園（一部を除く。）、市営墓地、トイレ等については対象から除外します。

また、公の施設ではないものの、不特定の市民が利用する機会がある施設、職員等が常駐している施設（庁舎、支所、事業所、放課後児童クラブ等）についてもカルテを作成し、市ホームページ等に掲載しますが、延床面積 50㎡以下で職員が常駐していない施設については対象から除外します。

| カルテ掲載対象外施設                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ○延床面積 100㎡以下の建物のみからなる公園<br>※平成大橋上流右岸広場、金星橋上流左岸広場、秋月橋上流右岸広場は、パークゴルフ場の利用人数を把握するためカルテを作成 |
| ○市営墓地                                                                                 |
| ○トイレ                                                                                  |
| ○延床面積 50㎡以下で、職員が常駐していない施設                                                             |
| ○令和 7 年度中に除却又は借上終了予定の施設                                                               |

### 3 各項目の記載内容

#### (1) 基本情報

| ■基本情報 |            |                                                                                       |           |                       |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------|
| ①     | 施設名        | ときわ市民ホール                                                                              | 番号        | 16 ②                  |
| ③     | 施設用途       | 市民文化系施設 【集会施設】                                                                        |           |                       |
| ④     | 所在地／地域区分   | 旭川市5条通4丁目／中央・新旭川                                                                      | 都市計画区域区分等 | 市街化区域 ⑤               |
| ⑥     | 単独・複合施設区分  | 単独                                                                                    | 施設運営形態    | 指定管理者(利用料金制) ⑦        |
| ⑧     | 所管部局       | 市民生活部 地域活動推進課（電話番号 0166-25-6012）                                                      |           |                       |
| ⑨     | 設置根拠       | 旭川市ときわ市民ホール条例                                                                         |           |                       |
| ⑩     | 設置目的       | 女性、勤労青少年、高齢者、障害者、ボランティアなどの市民各層の活動を助長するとともに、それら相互の交流の促進と連帯意識の醸成を図り、もって、福祉の増進に寄与するため設置。 |           |                       |
| ⑪     | 整備配置に関する計画 |                                                                                       | 保全に関する計画  | 第1期アクションプログラム施設保全計画 ⑫ |

① 施設名：施設の名称

② 番号：カルテ上の識別番号

③ 施設用途：公共施設白書等における施設用途の区分

④ 所在地：施設の所在地、地域区分：「地域まちづくり推進協議会」の15区分

⑤ 都市計画区域区分等：都市計画法に基づく「市街化区域」、「市街化調整区域」、  
「都市計画区域外」の3区分

⑥ 単独・複合施設区分：「単独施設」、「複合施設」の区分

⑦ 施設運営形態：次のア～カの6区分

ア「直営」：職員等が常駐し、施設管理業務等を委託していない施設

イ「直営（一部委託）」：職員等が常駐し、施設管理業務等の一部を委託している施設

ウ「全部委託」：職員等が非常駐で、施設管理業務等の全てを委託している施設

エ「指定管理者（利用料金制）」：指定管理者制度を導入している施設のうち、指定管理者が施設使用料等を収入（利用料金）として収受している施設

オ「指定管理者」：エ以外の指定管理者制度を導入している施設

カ「その他」：民間団体等に貸付けを行うなど、市が管理・運営に関与していない施設  
※倉庫等、職員等が非常駐の施設は、管理実態に基づきより近い区分に分類

⑧ 所管部局：施設を所管している部局・課

⑨ 設置根拠：施設の設置根拠となる法令、条文等

⑩ 設置目的：施設の設置目的

※法令、条例に基づき記載（法令等の規定がない場合は施設の業務内容・目的）

⑪ 整備配置に関する計画：施設の適正配置や整備配置に関する計画

例）旭川市立小・中学校適正配置計画

⑫ 保全に関する計画：施設の長寿命化や保全に関する計画の名称

例）旭川市営住宅長寿命化計画、第1期アクションプログラム施設保全計画

## (2)建物情報

| ■建物情報 |          |                    |         |      |           |            |                |
|-------|----------|--------------------|---------|------|-----------|------------|----------------|
| ⑬     | 建 築 年 度  | 1988               | 経 過 年 数 | ⑭ 37 | 年 延 床 面 積 | ⑮ 4,945.28 | m <sup>2</sup> |
| ⑯     | 主たる建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階 |         |      | 棟 数       | ⑰ 1        | 棟              |
| ⑱     | 避難所指定施設  | 指定なし               |         |      | 耐震化の状況    | ⑲ 耐震性あり    |                |

⑬ 建築年度：施設建物の建築年度（複数の建物がある場合は主たる建物の建築年度）

※主たる建物＝延床面積が最大の建物（ただし、市営住宅については1号棟）

⑭ 経過年数：施設建物の経過年数（複数の建物がある場合は主たる建物の経過年数）

⑮ 延床面積：施設を構成する建物の延床面積（物置や車庫等の面積を含む。）

⑯ 主たる建物の構造：施設建物のうち主たる建物の構造種別

⑰ 棟数：施設建物の棟数（建物台帳に登録のあるものを実態に合わせて記入）

例1）単独施設

例2）複合施設

| 施設名      | 施設数 | 棟名（建物名） | 棟数 |
|----------|-----|---------|----|
| 啓明小学校    | 1   | 校舎      | 4  |
|          |     | 体育館     |    |
|          |     | 渡り廊下    |    |
|          |     | プール附属室  |    |
| 北部住民センター | 1   | 住民センター  | 1  |
| 春光台公民館   | 1   | 公民館     | 2  |
|          |     | 物置      |    |

| 施設名        | 施設数 | 棟名（建物名）      | 棟数 |
|------------|-----|--------------|----|
| 神楽公民館（主施設） | 1   | 神楽市民交流センター   | 3  |
|            |     | 倉庫           |    |
|            |     | 物置           |    |
| 神楽支所       | 1   | (神楽市民交流センター) | 0  |
| 神楽児童センター   | 1   | (神楽市民交流センター) | 0  |
| 神楽図書館      | 1   | (神楽市民交流センター) | 0  |

⑱ 避難所指定施設

旭川市消防本部の指定に基づく「避難所」、「広域避難場所」、「一時避難場所」、「避難所（福祉避難所併設）」、「福祉避難所」、「指定なし」の6区分

⑲ 耐震化の状況：次のア～カの6区分

ア「耐震性あり」

(ア)昭和56年6月以降に建築確認を受けた施設

(イ)昭和56年5月以前に建築確認を受けた施設のうち新耐震基準への適合が確認された施設又は耐震改修済みの施設

(ロ)各基準を用いて施設所管課が耐震性ありと判断した施設

イ「要耐震改修」

耐震改修が必要な施設

ウ「要耐震改修（一部耐震性あり）」

イ「要耐震改修」の建物とア「耐震性あり」の建物が混在している施設

エ「耐震診断未実施」

昭和56年5月以前に建築確認を受けた施設で耐震診断未実施の施設

オ「耐震診断未実施（一部耐震性あり）」

エ「耐震診断未実施」の建物とア「耐震性あり」の建物が混在している施設

カ「耐震性なし又は耐震性未把握」

借上施設で耐震性が不明なもの

### (3)コスト指標 ※他項目の内容に基づき自動計算

| ■コスト指標 |                  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 4年平均  |
|--------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 項目     |                  |       |       |       |       |       |
| ⑳      | 利用人数あたり維持コスト 円/人 | 349   | 534   | 426   | 537   | 462   |
| ㉑      | 利用人数あたり運営コスト 円/人 | 818   | 739   | 945   | 986   | 872   |
| ㉒      | 利用人数あたり総コスト 円/人  | 1,167 | 1,273 | 1,371 | 1,523 | 1,334 |

㉒ 利用人数あたり維持コスト：「施設維持費用」を利用人数で除した金額

㉑ 利用人数あたり運営コスト：「施設運営費用」を利用人数で除した金額

㉒ 利用人数あたり総コスト：「支出合計」を利用人数で除した金額

※「4年平均」については値が「0」及び「－」の年度を除外して算出

### (4)施設運営状況

| ■施設運営状況       |                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ㉓ 管理運営方式の変更予定 | 重要文化財の管理に当たり文化財保護法等の規定を順守しつつ、効率的な運営体制の構築に向けて見直しの検討を行う。                             |
| ㉔ 施設運営上の課題    | 重要文化財として建物の保存管理を行う必要があるため、彫刻美術館としての展示活動に制限があり、彫刻本位の展示が難しい。                         |
| ㉕ 施設整備等の今後の予定 | 重要文化財として適正に維持管理を行うとともに、大規模改修後に生じている課題(すが漏り、敷地裏の脆弱地盤、執務室の不具合等)について、必要な対策を検討、実施していく。 |

#### ㉓ 管理運営方式の変更予定

施設の管理運営方式の変更予定があれば、その内容（業務委託の実施・拡大、指定管理者制度の導入等）及び時期

#### ㉔ 施設運営上の課題：施設の管理運営上の諸課題

#### ㉕ 施設整備等の今後の予定：今後の施設整備、存廃等の予定

### (5)特記事項

| ■特記事項 |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| ㉖     | 平成24年から5年以上に渡る大規模改修が完了し、平成29年10月に再オープン。臨時職員は3名が常駐しており、ローテーションにより勤務している。 |

#### ㉖ 特記事項：他に適当な記載か所のない事項等

## (6)利用状況－1

| ■利用状況                 |                                                                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②⑦ 開 館 時 間            | 開館時間～午前9時から午後10時まで<br>休館日～毎月末日(12月を除く。)及び12月28日(これらの日が日曜日に当たるときはその前々日, 土曜日に当たるときはその前日)並びに12月29日から翌年の1月4日まで |
| ②⑧ 常 駐 職 員 数          | 正職員 0 人 会計年度任用職員 0 人                                                                                       |
| ②⑨ 施 設 構 成            | サークル室, 研修室, 和室研修室, ホール(冷房有)                                                                                |
| ③⑩ 利 用 対 象 者          | 勤労者(勤労者・勤労者であった者), 一般, 企業又は労働組合等                                                                           |
| ③⑪ 類 似 施 設            | 旭川市各住民地区センター, 旭川市ときわ市民ホール, 旭川勤労者福祉会館, 旭川勤労者体育センター                                                          |
| ③⑫ 類 似 施 設 と の 違      | 利用料金の設定基準が勤労者等(勤労者・勤労者であった者)が使用する場合, 一般料金の「およそ3分の1」に設定されており, 勤労者が行う催し等を助長する施設となっている。                       |
| ③⑬ 主 たる 機 能 の 提 供 範 囲 | 全市                                                                                                         |

②⑦ 開館時間：施設の開館時間及び休館日（条例等の規定に基づき記載）

②⑧ 常駐職員数：施設運営に係る正職員、会計年度任用職員の人数（令和6年度実績）  
※庁舎、事業所などの公用施設を除く。

②⑨ 施設構成：施設の室構成等

③⑩ 利用対象者：利用対象の範囲（条例等で市民に利用を限定している場合はその旨記載）

③⑪ 類似施設：市内又は近隣8町にある類似施設

③⑫ 類似施設との違い：「③⑫類似施設」との違い（長所・短所、差別化の取組等）

③⑬ 主たる機能の提供範囲：次のア～ウの3区分

ア「全市」：全市的な利用が見込まれる施設

イ「地域」：主に「地域まちづくり推進協議会」区域内の利用に供する施設

ウ「その他」：ア、イに該当しない施設（用途廃止施設、倉庫等）

## (6) 利用状況－２（過去４年度の実績）

| ■施設の利用実績          |          |     |        |       |       |        |    |
|-------------------|----------|-----|--------|-------|-------|--------|----|
| 項目                |          |     | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度  | 備考 |
| 年間利用状況等           |          |     |        |       |       |        |    |
| ③④                | 年間開館日数   | 日／年 | 313    | 270   | 344   | 345    |    |
| ③⑤                | 年間利用人数   | 人／年 | 10,556 | 8,092 | 9,997 | 10,658 |    |
| ③⑥                | 年間利用可能件数 | 件／年 | 4,695  | 4,050 | 5,160 | 5,175  |    |
| ③⑦                | 年間利用件数   | 件／年 | 1,348  | 1,035 | 1,499 | 1,576  |    |
| ③⑧                | 年間利用率    |     | 28     | 25    | 29    | 30     |    |
| 各室利用率（％）又は利用者数（人） |          |     |        |       |       |        |    |
| ③⑨                | 講堂       |     | 56     | 58    | 65    | 69     |    |
|                   | 実習室      |     | 9      | 5     | 7     | 8      |    |
|                   | 和室       |     | 29     | 23    | 31    | 32     |    |
|                   | 講座室      |     | 33     | 29    | 31    | 29     |    |
|                   | 会議室      |     | 15     | 10    | 9     | 12     |    |
|                   |          |     |        |       |       |        |    |

③④ 年間開館日数：施設の年間開館日数

③⑤ 年間利用人数：施設の年間利用人数（算出法は次のとおり）

### ア 利用料等を徴収する施設

(ア)施設（建物内）の各室利用者の合計

(イ)施設（敷地内）の各有料施設利用者の合計（パークゴルフ場、テニスコート等、建物の利用が伴わない利用者也算出対象）

(ウ)入園者数等の合計（動物園など入園料等を徴収している施設）

### イ 学校

生徒・児童数（備考欄に算定対象を記載）

### ウ 保育所・放課後児童クラブ等

各月１日時点の登録人数の合計÷１２（備考欄に算定対象を記載）

### エ その他、来客数等が把握可能な無料施設（備考欄に算定対象を記載）

例）支所の窓口取扱件数表（総括）の合計数、図書館の図書貸出人数等

③⑥ 年間利用可能件数：施設の年間利用可能件数（使用時間区分を定めている場合）

③⑦ 年間利用件数：「③⑥年間利用可能件数」のうち、実際に利用のあった件数

③⑧ 年間利用率：施設全体の年間の利用率又は利用者数（算出法は次のとおり）

※庁舎・支所、消防施設等の行政施設及び常時開放施設は原則算出対象外だが、北消防署、防災センター、東鷹栖地域センター等、庁舎でも市民等が使用可能な部分は算出対象とする。

③⑨ 各室利用率又は利用者数：施設各室の年間の利用率又は利用者数

※「③⑧年間利用率」に準じて算出

(7)収入・支出－1（過去4年度の収入）

- ・施設維持運営に係る収入のみ記載しているため、実際の決算状況と異なる場合あり
- ・複数施設で一括計上した収入は、施設面積等を基に案分した金額を記載
- ・市の収入のみ記載（利用料など指定管理者が得る収入は除外）

| ■収入・支出 |          |       |       |       |       | 単位：千円 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 項目     |          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考    |
| 収入     |          |       |       |       |       |       |
| ④①     | 使用料及び手数料 | 367   | 306   | 401   | 452   |       |
| ④①     | 国、道支出金   | 0     | 0     | 0     | 0     |       |
| ④②     | その他収入    | 29    | 29    | 39    | 40    |       |
|        | ①：収入合計   | 396   | 335   | 440   | 492   |       |

④① 使用料及び手数料

使用料（施設使用料、行政財産使用料等）、手数料のほか、保育料負担金等、施設使用料としての性格を持つ収入

④① 国、道支出金：施設運営費補助金等、施設の維持運営に係る国や道からの支出金収入

④② その他収入：財産収入、物品売払収入等、④①及び④①以外の収入

(7)収入・支出－２（過去４年度の支出）

- ・施設維持運営に係る支出のみ記載しているため、実際の決算状況と異なる場合あり
- ・複数施設で一括計上した支出は、施設面積等を基に案分した金額を記載
- ・市の支出のみ記載（指定管理者が支払うものは除外）
- ・「講座、文化事業等のソフト事業の費用」、「人件費のうち、受付業務及び日常の施設維持管理業務以外の費用」は除外

| ■収入・支出 |                 |         |        |         |         | 単位：千円 |
|--------|-----------------|---------|--------|---------|---------|-------|
| 支出     |                 |         |        |         |         |       |
| 施設維持費用 |                 |         |        |         |         |       |
|        | 修繕料 ④③          | 250     | 444    | 97      | 128     |       |
|        | 燃料費 ④④          | 0       | 0      | 0       | 0       |       |
|        | 光熱水費（電気）        | 681     | 725    | 819     | 822     |       |
|        | 〃（水道）           | 58      | 64     | 73      | 75      |       |
|        | 〃（ガス）           | 419     | 505    | 670     | 675     |       |
|        | 委託料（指定管理）       | 0       | 0      | 0       | 0       |       |
|        | 〃（機械警備）         | 184     | 184    | 184     | 188     |       |
|        | 〃（清掃）           | 1,065   | 1,379  | 1,379   | 1,401   |       |
|        | 〃（消防設備点検）       | 70      | 75     | 74      | 75      |       |
|        | 〃（草刈り）          | 0       | 0      | 0       | 0       |       |
| ④⑥     | 〃（EV・自動扉保守管理）   | 99      | 99     | 99      | 99      |       |
|        | 〃（除雪）           | 649     | 660    | 660     | 660     |       |
|        | 〃（一般・産業廃棄物収集運搬） | 131     | 131    | 131     | 131     |       |
|        | 〃（機器点検）         | 12      | 12     | 12      | 12      |       |
|        | 〃（その他）          | 0       | 0      | 0       | 0       |       |
|        | その他 ④⑦          | 75      | 47     | 65      | 61      |       |
|        | 施設維持にかかる費用 合計   | 3,693   | 4,325  | 4,263   | 4,327   |       |
| 施設運営費用 |                 |         |        |         |         |       |
|        | 人件費（正職員） ④⑧     | 1,551   | 1,577  | 1,611   | 1,611   |       |
|        | 〃（会計年度任用職員） ④⑨  | 6,938   | 3,885  | 7,543   | 7,602   |       |
|        | 手数料・保険料等 ⑤⑩     | 86      | 82     | 129     | 130     |       |
|        | 使用料賃借料 ⑤⑪       | 56      | 280    | 161     | 151     |       |
|        | その他 ⑤⑫          | 7       | 161    | 8       | 6       |       |
|        | 施設運営にかかる費用 合計   | 8,638   | 5,985  | 9,452   | 9,500   |       |
|        | ②：支出合計          | 12,331  | 10,310 | 13,715  | 13,827  |       |
|        | 収支差額（①－②）       | -11,935 | -9,975 | -13,275 | -13,335 |       |

④③ 修繕料：施設修繕費（施設の維持管理費用に属するもの）

※1件130万以上の修繕は除外（工事費）

④④ 燃料費：施設運営に係る重油代等（車両燃料費等は除外）

④⑤ 光熱水費：電気・水道・ガス料金



④⑥ 委託料：指定管理業務、機械整備業務等の委託費

※指定管理業務のうち、「講座、文化事業等のソフト事業の費用」、「人件費のうち、受付業務及び日常の施設維持管理業務以外の費用」は除外

④⑦ その他（施設維持費用）：その他施設維持に係る費用

④⑧ 人件費（正職員）：施設に勤務する正職員の人件費

※庁舎、事業所等、市が直接使用する施設や職員が普段常駐していない施設は除く。

④⑨ 人件費（会計年度任用職員等）：施設に勤務する会計年度職員の人件費

※庁舎、事業所等、市が直接使用する施設や職員が普段常駐していない施設は除く。

⑤⑩ 手数料・保険料等：手数料・保険料及び通信運搬費で施設運営に係るもの

※建物共済保険料は建物分のほか、施設運営に必要な工作物や動産の分も含む。

⑤⑪ 使用料賃借料：各種使用料・賃借料等

⑤⑫ その他（施設運営費用）：その他施設運営に係る費用（消耗印刷費等）

## (8)資産の情報

| ■資産の情報 |           |
|--------|-----------|
| 資産区分   | 減価償却率     |
| ⑤③ 建物  | ⑤④ 58.00% |

⑤③ 資産区分：減価償却率の記載対象は建物資産のみとし、工作物や物品は含まない。

⑤④ 減価償却率：（取得時から期末現在までの減価償却費の累計額）÷（取得価格）

※記載内容は令和6年3月末時点のもの

## (9)補助金等名称

| ■補助金等名称 |              |
|---------|--------------|
| ⑤⑤ {    | 公営住宅整備事業費補助金 |
|         | 住宅地区改良事業補助金  |
|         |              |
|         |              |
|         |              |

⑤⑤ 補助金等名称：建設時に活用した補助金等

## (10)施設評価

### ■施設評価

⑤6

B継続:複合化の受け皿

#### ⑤6 施設評価

各公共建築物について、そこで実施している事業・機能との関係性を基に、事業等を実施する上で必要なスペースの確保手法を整理したもの

※「旭川市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプログラム施設再編計画（令和7年度版）」に基づき記載

## (11)主な課題及び課題解決に向けた取組内容等

### ■主な課題及び課題解決に向けた取組内容等

⑤7

建物性能を維持するため、長寿命化計画策定済み

#### ⑤7 主な課題及び課題解決に向けた取組内容等

「旭川市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプログラム施設再編計画（令和7年度版）」に基づき記載